

オンラインを利用した会議出席等の取扱いについて（案）

- 1 委員は、委員長が必要と認めるときは、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。以下同じ。)を活用して会議に参加することができる。
- 2 オンラインによる参加は、日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設検討委員会設置要綱第6条に規定する会議に係る出席と認めるものとする。オンラインの利用において映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 オンラインによる参加において、映像のみならず音声も送受信できなくなった場合には、当該オンラインにて参加する委員は、音声を送受信できなくなった間、退席していたものとみなす。
- 4 オンラインによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、委員長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

○日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設検討委員会設置要綱(令和4年12月1日施行)抜粋
(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催方法)

第7条

8 オンラインの方法によって参加する委員がある場合における会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。